

## 4 アンケート調査及びヒアリング

### 4-1 アンケート調査の結果及びその評価

アンケート調査は、貯水槽水道の関係者に対し、ランキング制度試案に対する意見を伺い、今後の検討の指針とすることを目的として実施した。アンケート調査は、下記の区分に従い、それぞれ当該区分毎の数のアンケート調査票（別紙）を送付し、ご意見をお聞きした。要旨の配布は、平成20年12月中旬で、回収は、平成21年1月末であった。

送付件数25件につき、24件の回収があった。

#### アンケート送付先

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 登録検査機関（全国給水衛生検査協会5支部の支部長機関）    | 5件 |
| (2) 貯水槽清掃業者（(社)全国建築物飲料水管理協会選定業者）   | 5件 |
| (3) 高層住宅管理事業者（(社)高層住宅管理業協会選定業者）    | 5件 |
| (4) 地方自治体担当者（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市） | 5件 |
| (5) 水道等業界紙（日本水道新聞、水道産業新聞、週刊ビル経営）   | 3件 |
| (6) 日本給水タンク工業会                     | 2件 |

#### アンケート結果の概要

- (1) アンケートにおいては、貯水槽水道の管理の徹底に関する対策の考え方、ランキング表示制度に関する評価、自由意見の3点をおたずねした。回答は必ずしも単数ではなく、複数回答のものもあった。
- (2) 問1では、行政による規制の強化と設置者・管理者の意識の啓発の両者がおおむね拮抗した形となった（規制が11件、意識啓発が14件）なお、その他の意見は5件あったが、どちらかといえば啓発を重視する意見が2件、規制に重点を置いた意見が1件、両者を併行して2件となっており、全体の傾向としては、意識啓発を重視する意見が多くなっている。
- (3) 問2のランキング表示制度に関する意見では、「大変興味がある、推進すべきだ」が最も多く、15件となっている。これに反し、「これだけでは不十分、規制も加味すべきだ」が5件とこれに次ぎ、「実効性に問題がある」は、2件に留まっている。このほか、「その他」が6件有り、直結方式の推進、未受検施設の公表の方が先、GIP制度の推奨などの意見があった。全体としては、新しい手法と

して評価されていると考えられる。

(4) 自由意見は、8件の記載があり、次のような意見があった。

- ① 国民への周知、利用者意識の高揚、貯水槽シンポジウムの地方での開催、広報の強化
- ② 水道企業体の積極的関与
- ③ 原案は、簡易専用水道に偏りすぎ。貯水槽水道全体に広げるべき。
- ④ 目的は評価できるが、内容や評価方法はまだまだ検討すべき。
- ⑤ 設置者の新たな費用負担になり、法定検査との評価の違いも問題。

#### アンケート調査結果のまとめ

今回のアンケート調査では、貯水槽水道に関係の深い有識者の意見を聞くことを主眼として実施し、おおむね制度に関する好意的な意見が中心となったと考えられる。しかし、以下の点には留意する必要がある、今後引き続き検討を続けるとともに、理解の醸成に努める必要がある。

- ① 有識者以外の一般の人の理解を得ることが重要である。
- ② 今回の案にはややわかりにくい面が指摘されており、さらに改善を図る必要がある。
- ③ 小規模施設を含む貯水槽水道全般に対する拡大の展望を明らかにする必要がある。

別紙

## ランキング表示制度に関するアンケート調査の依頼文と結果

### (依頼文)

#### ランキング表示制度に関するアンケートに対するご協力のお願について

私どもは、厚生労働省のご指導の下で、厚生労働科学研究の一環として、衛生行政を担当する都道府県、政令市、貯水槽水道の検査を担当する水道法に基づく登録検査機関、貯水槽水道の清掃事業者の団体等の関係者から構成される「水安全計画による貯水槽水道の管理水準に関する研究会」を発足させ、研究を続けています。

この研究は、貯水槽水道が水道水の安全で安心な供給にとって、極めて重要な役割を持つことに鑑み、その適正な管理が進むよう、貯水槽水道の評価・格付けのための「ランキング表示制度」を提案しようとするを目的とするものであり、その具体案は、別紙(省略)のとおりであります。

当研究会では、この具体案を最終的にとりまとめるに当たり、この研究の一環として、関係者の皆様からのご意見を伺いたく、アンケートをお願いすることとしました。

つきましては、皆様方には、大変お忙しいところ恐縮ですが、この研究の趣旨をご理解頂き、同封させて頂いたアンケート用紙にご記入をいただき、同封の返信用封筒に挿入の上、全国給水衛生検査協会宛、平成 21 年 1 月末迄にご返送賜りたくお願いする次第であります。

### (回答 24 件)

問 1 貯水槽水道の管理を徹底するためには、どのような対応を講じたらよいとお考えですか。

回答 1	行政による規制を強化すべきだ	11 件
2	設置者、管理者の意識を高めるべきだ	14 件
3	その他(コメント下記のとおり)	5 件

### (意見)

- ①設置者の意識を高めた上で、行政への報告制度を確立すべきだ。(行政)
- ②マスコミを活用した PR 活動 (マスコミ)
- ③行政に貯水槽水道の設置、管理状況を今まで以上に把握してもらい、管理の重要性を設置者・管理者だけでなく利用者にも周知していただきたい。(給衛協)
- ④検査員の教育強化(給衛協)
- ⑤設置者、管理者の管理には限度があり仕組みづくりも明確なものにした上で規制をするべきである(仕組みづくりは、関係機関の勉強会の開催・管理者への資格制度)(高層住宅)



問2 貯水槽の管理状態をマンション価格に反映し、設置者、管理者のインセンティブを高めるといふ考え方についてどのようにお考えですか。別紙1「貯水槽水道施設のランキング表示制度の具体案」をお読み頂き、お答えください。

回答	1 大変興味がある。是非推進すべきだ	15件
	2 理解しにくい。実効性に問題がある。	2件
	3 これだけでは不十分だ。規制を加味していく必要がある。	5件
	4 その他（コメントは下記のとおり）	6件

（意見）

- ①必要性及び実効性がはっきりしない。（行政）
- ②未受検、不適切施設の公表等が先ではないかと考えます。（行政）
- ③GIP取得機関を推奨していただきたい。（給衛協）
- ④特に必要ないと考えます。（高層住宅）
- ⑤管理状況をエントランス等見易い位置に提示を義務付ける→居住者への不安全性が問題→居住者への危険性のよびかけが重要。（高層住宅）
- ⑥水の安全は、管理者の管理組合が管理を施すことに無理(居住者は生活を抱えている)があると思われ、我々の役割も存在している。ランキング表示制度は、その様な仕組みの中で共存した管理制度が望ましいと思われる。要するに社会的な役割から見ても、業に携わる業者の管理責任も明確化(仕組み)し互いに水道の管理を行っていく必要があります。（高層住宅）

大変ありがとうございました。そのほか、貯水槽水道に関し、何かご意見があれば、なんでも自由にお書きください。

（意見等）

8件

- ①設置者や管理者以外の人達にもこういう制度があることを周知させたほうが、より管理に対する意識が高まると思う。（行政）
- ②貯水槽水道は、消費者にとって最も身近な存在であり、また、”水道から蛇口まで”という水安全計画の考えからも、水の製造者である水道事業者が深く関与すべきだと本紙は考える。現に、東京都水道局をはじめとして、直結増圧給水の拡大や、貯水槽の無料点検を行う事業者も増えてきている。とはいえ、現状の法制度では、事業者の徹底的な関与は望めず、費用等の面からも現実的ではない。そうした意味で、新たな手法である貯水槽のランキング制度に期待する。また、ランキング制度の運営委員会には、上に記した理由から、水道事業者の委員を入れるべきだと提案したい。（マスコミ）
- ③貯水槽ランキング問題についての私見  
法的根拠の無いところで制度は、定着しないのではないか

全ての貯水槽の管理を対象にして、ランキングを考慮すべき

法定検査と二重構造になり、法定検査を優先する事になり、つまりあえてランキングを受けることはしないだろう。特に公的建物においては、明白であると思われる。又、法定検査でA表価を得ているものが、ランキングまで受けるだろうか。分譲マンションにおいて、本来管理すべき貯水槽を、ランキングを受けたからといって、極端に経済的評価が上がる事が、予測されない状態であろうから、ランキングを受ける管理組合は、無いだろう。

- 1 管理者の選任とあるが、管理者になるには、どのような資格が必要か
- 2 貯水槽衛生管理者は、管理者になりえるのか
- 3 ランキング評価は、誰がするのか 全水協で行えないか 検査費用は、どれくらいか
- 4 法定検査をうけないとランキング制度に参加させないとあるが、小規模貯水槽管理者は、参加しなくて良いことになるのではないか。
- 5 検査の周期は、毎年必要か

水道法 34 条の 2 を、改定すべての貯水槽を、検査の対象にしてランキング制を考えるべきだ。(全水協)

④(A) 目的は評価できる ただし、内容や評価方法についてはまだまだ検討すべきである。

(B) ランキングの具体的項目についての疑問点

- ・(2) の⑥の「防錆措置を実施している場合、関係図書が整備保管されていること」となっているが、実施している場合をいう。設問のしかたがおかしいと思う。
- ・(6) の②の緊急遮断弁の必要性はないのか。
- ・(6) の⑩の有効容量についても上水の一定時間当りの給水量を加味しないと実際の容量の算出はできないと思う。
- ・(7) の②については適切な維持管理を実施されている貯水槽にあっては、設置御 15 年をもって更新というのは、いかがなものか。更新することに反対しないが、猶予期間を設けるべきではないか。(全水協)

⑤簡専水にランキング制度を取り入れることは、設置者の新たな費用負担となりまた法定検査の評価との違いも問題となる。よって、ランキング制度は、小規模貯水槽水道の衛生管理向上に活用すべきであり、ランキング表示制度の検査を受けることで、横浜市のような法定検査を法対象外施設も対象にしているものや東京都条例による年 1 回の報告を行ったというみなし規定を行政で設けることでランキング表示制度の利用数が上がると考える。

(行政)

⑥設置者や管理者の意識を高めるため、貯水槽シンポジウムを地方でも開催してほしい。

(給衛協)

⑦各界各層にわたる貯水槽水道に関し広報の強化、特に水道使用者の視点に立って提起と広報(マスコミ)

⑧安心と安全を規制によって為すというのは、やや前近代的な発想(ランキング含む)。住民の意識高揚が納得感のある安心・安全となる。(高層住宅)

## 4-2 ヒアリングでのおもな意見

### 1 趣旨

水道に係る各方面の有識者に貯水槽水道に関する意見、ランキング表示制度についての考え方をヒアリングし、ランキング表示制度への反映や研究成果への取り入れを期待して、有識者ヒアリングを実施した。

### 2 実施方法

ヒアリングに際しては、あらかじめヒアリングメンバーに質問項目を送付し、これに意見を記載していただくことが有効と考え、別紙1の質問項目表を送付して、これを元に、研究会でのプレゼンテーションをお願いした。各メンバーからの回答は、別紙2の通りである。

### 3 研究会でのヒアリングの実施

研究会では、3月16日に以下の方々から提出された別紙2の資料に基づき、プレゼンテーションを行うとともに、質疑を行った。ヒアリングメンバーは、次の通りである。

登録検査機関関係者	(財) 静岡県生活科学検査センター	青木隆生
貯水槽清掃事業関係者	(社) 全国建築物飲料水管理協会	田崎一幸
高層住宅管理事業関係者	(株) 東急コミュニティー	大野 勲
地方公共団体関係者	横浜市健康福祉局生活衛生課	
日本給水タンク工業会	(株) 三菱油化	平田正孝
マスコミ関係者	日本水道新聞社	龍崎 千遙

なお、当日は、ヒアリングメンバーとして、出席したのは、日本水道新聞社の龍崎千遙さんのみであり、そのほかの方々の意見は、関係する委員が説明し、意見交換を行った。

### 4 ヒアリングの結果

ヒアリングで提出された主な意見は、次の通りであった。

#### (1) 衛生的な管理の徹底のための方策

① 実態の的確な把握のため、届け出の義務化等必要であるとして次のような点が指摘された。

ア 施設設置の届け出、衛生上問題がある場合の届け出及び改善状況の報告を義務化すること（建築サイドとの連携し、「貯水槽水道普及率」といったものを把握すること）

イ 改修工事の届け出の義務化

② 規制の強化を図ることとして、次の点が指摘された。



- ア 点検事項や頻度の明確化、小規模貯水槽水道においても簡易専用水道と同様の規制を行うこと等
  - イ 貯水槽水道の設置者が専門的な知識を有する者を管理責任者として選任すること
- ③ 直結給水への切り替えを進めることが重要である。しかし、貯水槽水道として、残るところは、災害対策対応への位置付けを図ることが必要である。
- ④ 普及啓発活動の強化を図る必要がある。
- ア 設置者等を対象とした講習会の開催
  - イ 関係団体を通ずる啓発活動
  - ウ 優良施設の認定等の評価
- ⑤ 受検率の向上を図る必要がある。
- (2) 業界での対応と関心事項
- ((財)静岡県生活科学検査センター)
- ① 関心事項—施設の把握が困難なことが問題である。
  - ② 対応—優良検査機関の認定制度の創設、外部精度管理結果の公表を進めている。
- (横浜市)
- ① 関心事項—検査機関からの通報がなくなり、貯水槽水道の実態の把握が困難となっている。
  - ② 対応—勸奨を進めることにより、9割の簡易専用水道施設が受検している。
- (日本給水タンク工業会)
- ① 関心事項—大地震等の際の水の確保の重要性に鑑み、貯水槽水道が活用されるべきであり、そのためには耐震構造の普及が必要。
  - ② 対応—水槽診断士制度の導入、点検の実施、管理者への講習会の開催等の事業をおこなっている。
- (3) ランキング制度に対する意見
- ((財)静岡県生活科学検査センター)
- ① 基本的には、設置者の管理意識の向上につながるので、評価できる。
  - ② 法定検査に併せて認定を行う場合には、書類等を事前にチェックしておかないと時間が余計にかかり、通常業務に影響を及ぼすこととなるので、工夫が必要である。
- ((社)全国建築物飲料水管理協会)
- ① 衛生管理の向上の観点からは、評価できる。
  - ② 今回の案では、簡易専用水道に重点が置かれる可能性が高いが、いかに小規模貯水槽水道に波及させていくかが課題である。
  - ③ 小規模貯水槽水道は、数が多く、その認定に当たっては、登録検査機関以外の清掃事業者にも参加を求める必要がある。

- ④ 「任意の制度」であれば、費用負担が求めにくいので、公的制度であることが望まれる。
- ⑤ 「施設管理者の選任」は、重要であるので、ランキング上の点数評価は、高くても良いのではないか。

(株)東急コミュニティー)

○次の事項も評価の項目に加えるべき。

- ① 建物の日常点検表、日常の残留塩素測定記録表、施設管理の記録（水槽の修繕記録、故障履歴）及び総会議案書の設備改修部分の写しの提示
- ② 給水設備関連のカギの厳重管理
- ③ 簡易専用水道検査の書類検査に建物の長期修繕計画書の作成を加えること
- ④ 貯水槽清掃時の水質検査（12項目）とトリハロメタン検査を付加している建物管理者へは、評価ポイントの配慮が必要（検査費用の割引制度）。
- ⑤ 評価が高い建物に対しては、何らかのメリットが必要。例えば検査費用の割引制度。

(横浜市)

- ① 国が主導して実施する制度とすべきである。
- ② ランキング表示制度の実施に当たっては、既存の横浜市の制度との関連を十分説明し、混乱を生じないようにすべきである。

(日本給水タンク工業会)

ランキング表示制度は、貯水槽の維持管理という観点から評価できる。又、貯水槽水道は、非常時の対応、安心、安全な水の供給という点でも重要な施設で、マンションの資産価値を高める手段となりうる。

(日本水道新聞社)

貯水槽の有効容量に関する評価項目の数値は、水道関係者の理解としては、ちょっと過大ではないか。

## 5 ヒアリングにおける質疑の概要

質疑の概要は、以下のとおりであった。

- (1) 点検の頻度について何らかの基準が欲しいとの意見に対し、ガイドライン的なものなら考えられるとの回答があった。
- (2) 衛生上問題のある場合の届け出に関しては、登録検査機関による「代行報告」が提案されたが、現状では余り実行されていないとのコメントがあった。又、施設自体の届け出は、水道部局、建築関連部局との連携を図り、対応するのがよいが、定義が違ふとかなりの数字の違いが出るとの意見があった。
- (3) 表示制度をいかに小規模貯水槽水道に普及させるかが問題であり、その意味では行政が全面に出るべきだとの意見と上乗せ、プラスアルファの制度であれば、任



意の制度であるのが妥当との意見があった。又、指定から登録へという規制緩和の流れがある以上、規制強化は難しいのではないかと意見があった。

- (4) メリットとして検査費用の割引をするのは難しいのではないかと意見があった。また、この制度は、優良表示を掲示することで設置者がメリットを受けることが前提であり、その意味では料金の引き下げという方向ではないのではないかと意見もあった。
- (5) 現行法では、規模の大小で規制、非規制を分けているが、本来は、規模を問わず規制を掛けるべきだ。

## 6 ヒアリング結果のまとめと今後の課題

今回のヒアリングは、率直な意見が提示され、全体としては、制度創設を期待する意見が多かった。又、論議の中で、制度のあり方について更に検討すべきポイントが明確になった点で有効であったと評価できる。今後の課題は、以下のとおりである。

- (1) 制度の立て方として、公的な制度とするか、任意の制度とするか、国が全面に出るか、民間の制度とするかなどの論点があり、更に検討すべきである。
- (2) 施設の把握、衛生上問題のある施設の届け出に関しては、何らかの対応が必要で、引き続き検討する必要がある。
- (3) 評価項目に関しては、引き続き検討し、必要に応じ手直しを行う必要がある。
- (4) 今回のヒアリングは、有識者を対象としており、制度に対する率直な意見を聞く意味では、今後、もうすこし幅を広げて意見を聞く必要がある。

## 1. ランキング表示制度に関するヒアリングのお願いについて

私どもの、厚生労働科学研究「貯水槽水道におけるランキング制度のあり方に関する研究会」につきまして、ご指導ご協力いただき感謝申し上げます。

また、平成 20 年 12 月 12 日にお願ひしました「ランキング表示制度に関するアンケート調査」のご回答いただき重ねて感謝申し上げます。

本調査結果を委員会に報告したところ、回答された各代表の有識者からヒアリングをお願いし、貴重なご意見を本研究の資料といたしたいということとなりました。大変お忙しいところ恐縮ですが、当委員会にご出席いただき、ご意見を賜ればと存じます。

つきましては、下記の事項についてご意見をお書きいただき、当日の資料として 3 月 10 日までに提出いただければ幸いです。

なお、貯水槽水道施設のランキング表示制度の具体案(別紙)を再度送付いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

## 2. ヒアリング事項について

- (1) 衛生的な管理の徹底のためにどのような方策が必要かについての意見をお願いいたします。(例えば、国の規制の強化、普及啓発の強化等)
- (2) 業界関係者の場合は次の点についてご紹介下さい。  
業界での貯水槽問題に対する対応と関心事項についてもご紹介をお願いします。(登録検査機関、清掃事業者、タンク工業会、マンション管理事業者)
- (3) 地方自治体関係者の場合は地方自治体の現状及び対策の基本的考え方についてもご紹介をお願いします。
- (4) マスコミ関係者の場合は水道関係者又はビル関係者の間での問題意識についてもご紹介をお願いします。
- (5) 今回私どもが提案しているランキング表示制度に対するご意見をお願いします。(例えば、資産価値を高めるという考え方に対する評価、不動産業界等関係業界での普及の可能性、実務上から見た実施の可能性、実務上の問題点等についてお考えになるところをお書き下さい。)
- (6) そのほか、自由にご意見をお書き下さい。

## 3. ヒアリング依頼先(6機関)

- (1) 登録検査機関 ((財)静岡県生活科学検査センター)
- (2) 貯水槽清掃業者 ((社)全国建築物飲料水管理協会)
- (3) 高層住宅管理事業者 ((株)東急コミュニティ)
- (4) 地方自治体担当者 (横浜市健康福祉局生活衛生課)
- (5) 日本給水タンク工業会 ((株)三菱油化)
- (6) 水道等業界紙 (日本水道新聞社)

1. ランキング表示制度に関する登録検査機関からの意見

(財)静岡県生活科学検査センター 青木隆生

- 1 衛生的な管理の徹底のためにどのような方策が必要かについての意見をお願いします。  
(例えば、国の規制の強化、普及啓発の強化等)
  - ①行政による規制の強化
    - 簡易専用水道 ・施設の届出の義務
      - ・不適合があった場合、改善状況の報告の義務
      - ・点検事項や実施頻度等の具体化
    - 小規模貯水槽水道 ・簡易専用水道と同様に検査及び管理の義務
  - ②普及啓発の強化
    - ・設置者等を対象にした講習会開催
    - ・関係団体からの啓発
    - ・優良施設の認定
- 2 業界関係者の場合は次の点についてご紹介下さい。  
業界での貯水槽問題に対する対応と関心事項についてもご紹介をお願いします。(登録検査機関、清掃事業者、タンク工業会、マンション管理事業者)
  - ・施設の把握が困難
  - ・優良検査機関の認定
  - ・外部精度管理結果の公表
- 3 地方自治体関係者の場合は  
地方自治体の現状及び対策の基本的考え方についてもご紹介をお願いします。
- 4 マスコミ関係者の場合は  
水道関係者又はビル関係者の間での問題意識についてもご紹介をお願いします。
- 5 今回私どもが提案しているランキング表示制度に対するご意見をお願いします。(例えば、資産価値を高めるという考え方に対する評価、不動産業界等関係業界での普及の可能性、実務上から見た実施の可能性、実務上の問題点等についてお考えになるところをお書き下さい。)
  - ・検査と同時に行う場合、書類等の整備状況によりチェック時間に不安がある。
  - ・設置者の管理に対する意識の向上につながる。



## 2. ランキング表示制度に関する貯水槽清掃業者からの意見

(社)全国建築物飲料水管理協会 田崎一幸

### はじめに

貯水槽水道の規模の大小により、検査の義務はともかく、その衛生状態に差があることは飲み水の安全・衛生を考えた場合、問題である。この度のランキング表示制度は貯水槽水道（特に小規模貯水槽水道）の衛生管理向上の観点から意義深いことであるが、約90万箇所の小規模貯水槽水道にその効果が及ぶようにするには、この制度の法的（行政）なバックアップが必要ではなからうか。

### 1 基本的な仕組み

- (1) ①表示制度は「民間による任意の制度」なのか、「公的制度」になるのか。
- (2) ③「表示制度を受けようとする施設は小規模の施設であっても、簡易専用水道と同等の法定検査に準ずる検査を併せて受けるものとする。」とあるが、小規模についてランキングは登録検査機関でなければならない理由がないのでは。
- (3) 費用負担  
「公的制度」であれば費用負担は求めやすいが、「任意の制度」であれば困難が伴うのでは。

### 2 ランキングの具体的項目

「施設管理者が選任されていること」

施設管理者の選任は、常時・非常時ともに貯水槽水道衛生管理上もっとも必要ことである。ランキング上の点数は高くともよいのでは。

※参考：水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制について〔昭和53年4月26日環水第49号〕、第1簡易専用水道について

### 3 管理の基準

簡易専用水道の設置者は、当該水道の管理義務を有するものであり、設置者自らが管理を行わない場合には実際に管理を担当するものを明確にし、また、水槽の掃除、水質の検査等については専門的な知識、技能を有する者をしてこれを行はしめることとするよう指導されたいこと。

## 3. ランキング表示制度に関する高層住宅管理事業者からの意見

(株)東急コミュニティ 大野 勲

### 1 ランキング評価項目について

- ①簡易専用水道の検査時、簡易専用水道施設の設備配置図及び系統図、受水槽周囲の構造物の配置図、貯水槽清掃の記録、の提示が求められているが、ランキング評価の項目とし、以下も必須としたい。

- ・建物の日常点検表（給水設備の維持管理）
- ・日常の残留塩素測定記録表
- ・給水設備関連のカギを厳重管理がされていること。
- ・施設管理の履歴（水槽の修繕履歴（防虫網など）、故障履歴、
- ・管理組合の場合は、総会議案書の設備改修部分写の提示を求める。（義務化）
- ・簡易専用水道検査の書類検査に、建物の長期修繕計画書（国土交通省）が作成されている事。

- ②小規模水槽（10 頓未満）の管理に於いても、簡易専用水道検査（設置届等同様に申請）を自主的に受検している建物へもランキング評価対象とする仕組み。
- ③貯水槽清掃時の水質検査（12 項目）とトリハロメタン検査を付加している建物管理者へは、評価ポイントの配慮が必要で何らかのメリットは必要である。※検査費用の割引制度などあっても良いのでは。
- ④ランキング評価（成績）が高い建物に対しては何らかのメリットが無いといけません。例えば、検査費用の割引制度を取入れる。
- ⑤ランキング評価項目に「法令遵守評価」「安全衛生管理面の評価（設備緊急対応・日常点検を契約しているか）」

## 2 日常管理について

- ①給水設備は、管理標準に応じた管理がされているか。（現在、検査時に管理状況をチェックするものであり日常の管理に規制は無い？ 例えば 1 回/月）
- ②給水設備の改修工事（リニューアル含む）を実施した場合の届出の義務化。

## 4. ランキング表示制度に関する地方自治体担当者の意見

横浜市健康福祉局生活衛生課

- 1 衛生的な管理の徹底のためにどのような方策が必要かについての意見をお願いします。（例えば、国の規制の強化、普及啓発の強化等）

### （横浜市意見）

登録検査機関が検査結果に不適項目があった場合に、保健所へ直ちに報告する制度が必要である。

- 2 業界関係者の場合は次の点についてご紹介下さい。  
業界での貯水槽問題に対する対応と関心事項についてもご紹介をお願いします。（登録検査機関、清掃事業者、タンク工業会、マンション管理事業者）

- 3 地方自治体関係者の場合は  
地方自治体の現状及び対策の基本的考え方についてもご紹介をお願いします。

### （横浜市意見）

本市においては約 9 割の簡易専用水道施設が法定検査を受検しているが、簡易専用水

道検査機関が登録検査機関になってから、検査機関からの通報が無くなり、検査状況等の実情について把握することが困難になっている。そのため、受検施設数の向上や管理状況の改善が進んでいない状況である。このため未受検施設や管理不適合施設の改善指導については、行政と検査機関が連携して対応することが必要であると考えられる。

4 マスコミ関係者の場合は

水道関係者又はビル関係者の間での問題意識についてもご紹介をお願いします。

- 5 今回私どもが提案しているランキング表示制度に対するご意見ををお願いします。(例えば、資産価値を高めるという考え方に対する評価、不動産業界等関係業界での普及の可能性、実務上から見た実施の可能性、実務上の問題点等についてお考えになるところをお書き下さい。)

**(横浜市意見)**

今回のランキング表示制度では、通常の法定検査項目に加え上乘せ基準の評価項目を設けていることから、国が主導して実施する制度にすべきであるとする。

- 6 そのほか、自由にご意見をお書き下さい。

**(横浜市意見)**

本市では、受水槽設置者の管理意識を高めるため給水管理適合施設表示制度を設けている。今回のランキング制度と同様の趣旨であることから、並行して実施した場合に設置者や検査機関の混乱を招くことが予想される。

**5. ランキング表示制度に関する日本給水タンク工業会の意見**

三菱油化(株) 平田正幸

- 1 衛生的な管理の徹底のためにどのような方策が必要かについての意見ををお願いします。(例えば、国の規制の強化、普及啓発の強化等)

- ・ 検査の受検率の向上が必須と考えます。現在の簡易専用水道に関する法の基準を小規模貯水道にも適用すべきと考えます。

- 2 業界関係者の場合は次の点についてご紹介下さい。

業界での貯水槽問題に対する対応と関心事項についてもご紹介をお願いします。(登録検査機関、清掃事業者、タンク工業会、マンション管理事業者)

- ・ タンク工業会として、水槽診断士制度を導入、利用者、管理者に対し、水槽の点検を行い、改修、更新の提案を実施している。
- ・ 管理者などの講習会(簡易専用水道講習会、特定施設管理責任者講習会など)で、貯水槽の維持管理についての講演を実施している。
- ・ 衛生面で直結給水方式に切り替わりつつあるが、大都市などでの地震、停電が発生した場合の水の確保が現実に可能か否か関心のあるところです。

- 3 地方自治体関係者の場合は



地方自治体の現状及び対策の基本的考え方についてもご紹介をお願いします。

4 マスコミ関係者の場合は

水道関係者又はビル関係者の間での問題意識についてもご紹介をお願いします。

5 今回私どもが提案しているランキング表示制度に対するご意見ををお願いします。(例えば、資産価値を高めるという考え方に対する評価、不動産業界等関係業界での普及の可能性、実務上から見た実施の可能性、実務上の問題点等についてお考えになるところをお書き下さい。)

- ・ランキング表示制度は貯水槽の維持管理という観点からも評価できる制度と考えます。工業会としても貯水槽の衛生性、問題点など関心が高まることは価値あることと考えます。また、非常時における水の確保としての機能を保持するためにも水槽は重要施設と考えますが、安心・安全な水の供給を考える上でも資産価値を高める手段となりうると思います。

## 6. ランキング表示制度に関する水道等業界紙の意見

日本水道新聞社 龍崎千遙

1 衛生的な管理の徹底のためにどのような方策が必要かについての意見ををお願いします。

(例えば、国の規制の強化、普及啓発の強化等)

- ①槽の容量の大小に関わらず、全て衛生的な管理のもとに置けるよう、法的な網をかぶせたい。
- ②槽の設置段階つまり建築認可の段階から、どこにどの程度の規模で槽ができるのか、建築サイドからの情報収集も大切ではないか。
- ③普及啓発は極めて重要。槽経由か直結かに拘わらず市民は同じ水を受け、同じ料金を払っているが、槽経由の利用者はほとんどが水道直結の水だと思っている。
- ④衛生系、水道系、建築系などの、あらゆる組織やチャンネルを通じて衛生管理の重要性を普及啓発したい。

2 業界関係者の場合は次の点についてご紹介下さい。

業界での貯水槽問題に対する対応と関心事項についてもご紹介をお願いします。(登録検査機関、清掃事業者、タンク工業会、マンション管理事業者)

3 地方自治体関係者の場合は

地方自治体の現状及び対策の基本的考え方についてもご紹介をお願いします。

4 マスコミ関係者の場合は

水道関係者又はビル関係者の間での問題意識についてもご紹介をお願いします。

「2 ランキングの具体的項目

(6) 施設の強度・機能に関する事項

- ⑩ 貯水槽の有効容量は水が過度に停滞しないものであること (貯水槽の有効容量は、

受水槽で、施設1日最大使用水量の4/10から6/10程度、高置水槽で、1/10程度であること。』

- ①前記下線部分は、水道関係者の間では、「ちょっと過大。実態に合ったものにならないと滞留して水質悪化しかねない」との危惧がある。水道には共同住宅や事務所、それぞれの算定式がある。参考にされてはいかがか。
  - ②個人的な経験だが、例えばマンション管理組合の役員を経験したりしないと問題の所在が分からない。戸内で蛇口から水が出ていれば用が足りるので、管理対象としてあまり認識されていない。
- 5 今回私どもが提案しているランキング表示制度に対するご意見をお願いします。(例えば、資産価値を高めるという考え方に対する評価、不動産業界等関係業界での普及の可能性、実務上から見た実施の可能性、実務上の問題点等についてお考えになるところをお書き下さい。)
- ①Sクラス、Aクラスの表示はマンションやビルの資産価値評価の前提になり得る。ただし、まずは表示制度がよく知られることが大切。常設HPで情報公開。
  - ②例えば消防法の丸適マークのような存在として、マンション等の玄関に目に着く形で掲示されたりすれば、社会的認知度が高まると考えられる。
  - ③大・中規模の水道では貯水槽水道のサービス点検を積極的に進めている。行政改革で保健所の立地が縮減統合傾向にある中、水道によるサービス点検業務に表示制度を組み込めないか。
  - ④普及啓発は、全国管工事業協同組合連合会との連携も考えられる。
- 6 そのほか、自由にご意見をお書き下さい。
- ①水道の中高層階直結給水がかなりのペースで進んでいる。直結給水すれば管理の負担が軽減される。小規模槽は出来るだけ早く直結に切り替えたい。中・大規模槽もちろん直結化出来るが、存続するのであれば地震など災害時の緊急活用を考えておきたい。公益的見地から、緊急時に活用できるかどうかともランキング評価項目に採用できないか。
  - ②もともとは水道の水なので、お客さまサービスの上からも水質の確保や、技術水準の確保が大切。残留塩素の確認なども含め、水道の現場とよく整合のとれた制度とされたい。

## 5 ランキング表示制度の今後の課題

### (1) ランキング評価基準の検討

ランキング評価基準は、既存施設においても十分に衛生管理優良施設(S)と評価されることが可能であり、さらに、施設の設置者、管理者、利用者等にとって「明確」かつ「わかりやすい」ものであることが必要とされることから、評価項目は既存施設の実態を加味した27項目とし、管理状況の検査に適合し、かつ評価項目全てに適合

するものを衛生管理優良施設（S）とすることが最適であると考えられた。

なお、今回のテストは1地域を対象としたもので、調査期間の関係等により、対象施設が56施設と少ないものであった。また、施設用途として集合住宅や学校が多数をしめたことから、現状の貯水槽水道を対象としたテストとしての不足感が否めない。貯水槽水道の設置・管理実態は、地域や施設用途による特性が異なることが考えられることから、本結果による評価基準の検討を踏まえ、さらにテスト地域及び対象施設を広げ、追加テストを行い、制度の検証を行う必要があると考えられた。

#### (2) ランキング評価制度の仕組みの検討

今回のテスト結果から、使用水量の把握等の新たな概念による管理項目は、従来管理上必要とされていた帳簿書類等から確認することが困難であることがわかった。そこで、制度化に際しては、事前に書類等で把握できるようにする方法を盛り込むなどの仕組みが必要であると考えられた。

#### (3) ランキング評価制度の品質保証の仕組みの検討

ランキング評価制度が広く国民に理解され、有効に機能するためには、制度の公平・公正性及び信頼性が確保されることが必須である。そこで、制度化に際しては、評価の実施主体を学識経験者及び関係団体により構成される委員会とすることや、評価基準・評価項目に関するマニュアルの策定、評価実施者に対する十分な情報提供や教育など、評価制度の品質保証、信頼性確保の仕組みを整える必要があると考えられた。

#### (4) ランキング評価基準の周知

ランキング評価基準は新たな概念に基づく管理基準であることから、制度施行までの間に、施設設置者・管理者及び利用者に対し、ランキング評価の概念と必要とされる具体的方策等の情報をわかりやすく十分に提供するなど、広く周知・啓発が必要であると考えられた。

## 6 外国調査の概要

WHOでは2005年より世界の専門家を集めて、建築物内での安全な水供給についての研究を実施しており（WHOでの研究テーマは、WATER SAFETY in BUILDINGSである。）現在は最終的な取りまとめの段階に入っている。

そのため、現在までにWHOに集まった最新情報を入手するとともに、WHOの研究結果と本研究との調整を行うためにWHO本部を訪問し、情報交換及び報告書の内容調整をおこなった。



① WHO訪問 ; 2009年2月2日(月) -2月3日(火)

場所 ; スイス、ジュネーブ 世界保健機関本部(World Health Organization ;WHO)

訪問者 ; 早川哲夫(研究代表者)

相手方 ;

・ Yves CHARTIER

Public health engineer

Water, Sanitation and Health

Public Health and Environment

World Health Organization

20 Avenue Appia

CH-1211, Geneva 27, Switzerland

・ Robert Bos

Executive Secretary, Joint WHO/FAO/UNEP/UNCHS Panel of Experts on  
Environmental Management

World Health Organization

20 Avenue Appia

CH-1211, Geneva 27, Switzerland

調査内容

②-1 貯水槽水道の管理レベル向上について WHO ではどのような対処策を考えているか

WHOでは2005年より世界の専門家を集めて、WATER SAFETY in BUILDINGS について研究を進めており、当初は2008年9月にまとめ出版する予定であった。

ところが第1章の担当者からの最終報告がないので、他の部分はほぼ出来上がっているが最終的な取りまとめには至っていない状況である。

そのため現段階での最終バージョン(VER. 9)に基づき検討を行った。

・ ランキング制度に関するWHOの意見

厚生労働科学研究費による貯水槽水道の管理レベル向上策研究の、成果の一つとして、管理者が自主的な管理を行おうとする誘導策として、ランキング制度の導入を考えており、その原案についてWHOの意見を聴取した。

「評価者が評価していることを相手方に知られないようにすること」

WHOとしては、このランキング手法が有効であることを認識してはいるが、客観的な判断を行うためには、評価者が評価していることを相手方に知られないようにすることが重要であると指摘された。

この、評価者が評価していることを相手方に知られないようにするという点について、たとえばレストラン評価をおこなっているミシュランは、料理の提供者に知られることなく評価を行なっている。

評価する者と被評価者とがまったく独立していることが、信頼性を確保するための要件であるとWHOから指摘された。

この点に関しては、評価に要する費用を被評価者から負担させ、被評価者の申し込みによって評価するというわれわれが考えているランキング制度においては、この指摘どおりに実施することは困難である。

そのため別の方法で評価の信頼性を確保することが必要である。

つまり、評価基準を明確化し、評価結果が信頼できるものとなるよう、精度管理を徹底することが必要となる。

次に

「評価の見直しを定期的に行うこと。」

建築物内の水の安全性については、何らかの原因でその安全性が脅かされる可能性がある。たとえば今日は良くて明日は汚染されていることも想定しなければならない。

つまり、安全性についての評価は常に変動することを想定しなければならないとの指摘を受けた。

この点については、現在年に一回の評価で、評価結果の有効期限を一年としているが、その評価結果発行に関しての注意書きなどで、注意喚起することが必要である。

WHOの“In Building Water Supply” の考え方を以下に紹介する。

WHOの研究では、貯水槽水道のリスクのなかで、特に病原菌や化学物質による人の健康影響に重きを置いていることが特徴的である。

WHOの報告書の構成を以下に述べる

## 第一部 問題の所在

### 第1章 危険なものの特定

### 第2章 だれを危険から守るか

### 第3章 建築物の種類ごとのリスク

## 第二部 関係者の役割と責任

## 第三部 水安全計画

### 第1章 計画策定チームの結成

### 第2章 水供給システムの理解

### 第3章 危険なものの特定

### 第4章 リスクアセスメント

### 第5章 リスクマネージメント

## 第四部 関連事項

### 第1章 独立した監査・検査

### 第2章 疾病発生調査

### 第3章 政策の枠組み

### 第4章 人材育成

ここに見られるように、水供給の全体についての水安全計画に基づき、建築物ないでの水安全計画を策定し、貯水槽水道システム内でのリスクを明らかにし、独立した検査・監査を行うことにより、貯水槽水道の管理レベルを向上させようとしている。

ただWHOの報告書は、想定される読者として、特に途上国において政策決定に携わる担当者を念頭においている。これは、途上国の国民に責任を持たせて管理の徹底を図る方式が円滑にはとりえない国が多く存在するためである。しかしながら日本においては、貯水槽水道の本来の管理責任者である貯水槽水道の設置者に管理させる方策を検討してきた。そのためまず設置者に、貯水槽水道の管理計画を策定させ、設置者・管理者に管理を行わせることとした。

またどのような管理を行ったらよいかの知識の少ない設置者であっても、適切な管理を行うことができるよう、設置者の立場に立った管理手法をわかり易く示した管理マニュアルを策定し、これを公表した。

また、設置者が自ら管理をおこなう誘引策として、優良な管理を行っている貯水槽水道を認定し、有料であることの表示システムとして、貯水槽水道のランキング（格付け）制度の導入策を検討した。